

臨時報告第 10 号様式

熊 刑 発 第 6 3 8 号
令和 3 年 5 月 1 2 日

矯 正 局 長
殿
福岡矯正管区長

熊本刑務所長

自殺事故報告

事故の概況
令和 3 年 3 月 2 8 日（日）午前 3 時 4 分頃、京町拘置支所（以下「同支所」という。）において、未決拘禁者（以下「事故者」という。）が、同居室廊下側窓の鉄格子にズボン下を通し、その両裾部を結んで輪状にし、同輪に首を入れた上、自己の首に同ズボン下を二重に巻き付けるとともに、別のズボン下の両裾部を結んで輪状したものに、背部に回した両手首を入れ、それぞれの手首を 1 回絡めた状態でい首しているのを同棟勤務職員看守（以下「看守」という。）が発見し、直ちに非常ベル通報を行った。
同通報により急行した職員らが事故者の居室を開扉し、直ちに心肺蘇生及び A E D を使用（電気ショックなし）するとともに、同時 1 2 分、救急車を要請し、到着した救急隊員により外部病院に緊急搬送するも、意識は回復せず、同 6 時 3 9 分、外部病院医師により死亡が確認され、

事故の状況
1 発 生 年 月 日 1 令和 3 年 3 月 2 8 日（日）
2 発 見 時 刻 2 午前 3 時 4 分頃
3 場 所 3 京町拘置支所（単独室）
4 方 法 4 い首
5 経 緯 5 経緯は以下のとおりである。
(1) 令和 3 年 3 月 2 8 日（日）午前 3 時 4 分頃、京町拘置支所において、事故者が、同居室廊下側窓の鉄格子にズボン下を通し、その両裾部を結んで輪状にし、同輪に首を入れた上、自己の首に同ズボン下を二重に巻き付けるとともに、別のズボン下の両裾部を結んで輪状したものに、背部に回した両手首を入れ、それぞれの手首を 1 回絡めた状態でい首しているのを看守が発見し、直ちに非常ベル通報を行った。
(2) 同時 7 分頃、上記通報により駆けつけた職員が開扉し、

		<p> [REDACTED] [REDACTED] 事故者を居室に仰向けに横臥させ、事故者の意識及び自発呼吸を確認することも確認できなかったことから、同時 9 分頃、[REDACTED] 副看守長が心臓マッサージを開始し、監督当直者主任副看守長[REDACTED] が救急車要請を指示した。 なお、同時 12 分頃、事務当直者法務事務官看守部長[REDACTED] が 119 番通報して救急車を要請した。 (3) 同時 11 分頃、AED を事故者に装着するも、除細動は必要なく、心臓マッサージ等を継続するようガイダンスが流れたことから、心臓マッサージ及びアンビューバッグを使用した人工呼吸を継続し、同時 25 分頃、救急隊員が同居室に到着したことから救命処置を救急隊員と交代した。 (4) 同時 35 分頃、同支所正面玄関において同隊員が事故者を救急車に乗せ、救急車により[REDACTED] [REDACTED] に向けて表門を出発した。 (5) 同時 40 分頃、同病院に到着した。 (6) 同 5 時 5 分頃、統括矯正処遇官（第二担当）[REDACTED]（以下「[REDACTED] 統括」という。）が熊本地方裁判所に、同時 8 分頃、熊本地方検察庁にそれぞれ事故発生を旨を報告した。 (7) [REDACTED] [REDACTED] (8) 同 6 時 39 分、同[REDACTED] 医師により、死亡が確認された。 (9) 最終生存確認時間 同月 28 日午前 2 時 49 分頃、[REDACTED] 副看守長が本人の収容居室を巡回視察した際、事故者は[REDACTED] 特段の異状は認められなかった。 6 [REDACTED]ズボン下 2 枚（い首用 1 枚、手首部拘束用 1 枚） 7 該当事項なし 8 該当事項なし 9 該当事項なし </p>
6	使用器具	6
7	逮捕制圧等の状況	7
8	事故による犯罪	8
9	その他	9

<p>対する措置</p>		
<p>改善事項</p>	<p>1 改善した事項</p> <p>2 改善すべき事項</p>	<p>1 改善した事項は以下のとおりである。</p> <p>(1) 本事案について、令和3年4月13日付け第一統括指示第25号「出廷時に係る職権面接について」を発出し、従前は、8年以上の刑の言渡しを受けた者等に面接を実施していたが、求刑又は判決言渡しを受けた全ての被収容者に面接を実施して心情把握の徹底に努め、職員間での情報共有を図るとともに、職務研究会を開催して同指示の遵守及び自殺事故の再発防止を注意喚起した。</p> <p>(2) 令和3年4月26日から同月28日までの間、事案発生時の職員の初動対応能力向上を目的として、救急救命法訓練を重点的に実施した。</p> <p>2 該当事項なし</p>
<p>その他参考事項</p>		<p>1 検察庁への通報 令和3年3月28日午前6時47分頃、[REDACTED]統括が熊本地方検察庁に死亡通報を行った。</p> <p>2 検視等の状況</p> <p>(1) 司法検視等</p> <p>ア 日時 [REDACTED]</p> <p>イ 場所 [REDACTED]</p> <p>ウ 実施者等 実施者 熊本地方検察庁 検察官検事 [REDACTED] 補助者 熊本地方検察庁 検察事務官 [REDACTED] 熊本中央警察署 鑑識係 [REDACTED] 熊本中央警察署 鑑識係 [REDACTED]</p> <p>エ 結果 死因については、現在のところ不明。熊本地方検察庁検事 [REDACTED] から、[REDACTED]</p>

旨の指示があった。

(2) 行政検視

ア 日時

上記(1)アに同じ

イ 場所

上記(1)イに同じ

ウ 実施者等

実施者

熊本刑務所長 恵 森 裕 也

補助者

京町拘置支所長 持 田 則 行

統括矯正処遇官(第一担当)

法務事務官看守部長

法務事務官主任看守

エ 結果

死因については、現在のところ不明。

(3)

ア

イ

ウ

エ

4 遺族への連絡等

(1)

		<p>(2)</p> <p>5 遺体等の引渡し</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>6 取材の有無</p> <p>本月30日午後7時、マスコミ各社に公表し同日中に12社（共同通信、熊本日日新聞社、時事通信社、RKK熊本放送、KKT熊本県民テレビ、読売新聞社、朝日新聞社、西日本新聞社、TKUテレビ熊本、毎日新聞社、KAB熊本朝日放送、NHK熊本）から取材があり、さらに同日、テレビ局1社（NHK熊本）、インターネット報道2社（熊本日日新聞、NHKニュース）において報道がなされるとともに、翌31日付け朝刊において新聞社1社（熊本日日新聞）に記事が掲載された。</p>
--	--	--